資料１－１

令和８年 10 月 28 日
金 融 庁
消費者庁

多重債務問題対策推進懇談会の開催について

１．趣旨

多重債務者対策については、平成 19 年に、多重債務者対策本部（注）により決定された「多重債務問題改善プログラム」に基づき、全国の財務局や地方自治体に多重債務相談窓口が整備された。また、平成 24 年には、同本部の下に、多重債務者対策に関する有識者により構成される「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」が設置され、これまで 23 回にわたり対策の検討が行われてきた。

多重債務者対策本部は、「多重債務問題改善プログラム」を決定した平成 19 年を最後に開催されておらず、行政の合理化の観点から、令和８年１月 20 日の閣議決定に基づき、所期の目的を達成した他の閣僚会議等とともに廃止された。もっとも、多重債務問題を取り巻く状況を踏まえれば、継続的に対策を検討する場が必要である。

このため、「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の後継の会議体として、「多重債務問題対策推進懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

（注）多重債務者対策本部は、平成 18 年に、金融担当大臣を本部長、関係閣僚を本部員として、内閣に設置されたもの。

２．構成

（１）懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。

（２）懇談会は、金融庁及び消費者庁の共催とし、事務局作業は、両庁が共同して行う。